



平成30年度 所得拡大促進税制の拡充

UHY Tax ニュースレター / 2018年4月

平成30年度の税制改正において、所得拡大促進税制が改正されました。人材投資や生産性向上に取り組む企業には更なる支援となり、賃上げを促進する内容となりました。

I. 大企業(資本金1億円超)の場合

1. 適用の要件

改正前 要件①～③を満たすこと

- ① 雇員給与等支給総額が基準事業年度(平成24年度)から5%以上増加
- ② 雇員給与等支給総額が前事業年度以上
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度から2%以上増加

改正後 要件①～②を満たすこと

- ① 平均給与等支給総額が前事業年度から**3%以上**増加
- ② 国内設備投資額が当期減価償却費の90%以上

2. 税額控除

改正前

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～12%の税額控除

改正後

【通常】

給与等支給総額の対前年度増加額の**15%**の税額控除

【上乗せ】

一定の要件(※)を満たす場合は**20%**の税額控除

※上乗せの要件

- ・教育訓練費が過去2期の年平均額比20%以上増加

II. 中小企業(資本金1億円以下)の場合

1. 適用の要件

改正前 要件①～③を満たすこと

- ① 雇員給与等支給総額が基準事業年度(平成24年度)から3%以上増加
- ② 雇員給与等支給総額が前事業年度以上
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度から増加

改正後 要件①～②を満たすこと

- ① 雇員給与等支給総額が前事業年度以上
- ② 平均給与等支給額が前事業年度から**1.5%以上**増加

2. 税額控除

改正前

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除

改正後

【通常】

給与等支給総額の対前年度増加額の**15%**の税額控除

【上乗せ】

一定の要件(※)を満たす場合は**25%**の税額控除

※上乗せの要件

平均給与等支給額が前事業年度から2.5%以上増加し、かつ次のいずれかを満たすこと

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

Ⅲ. 注意点

- 1) 青色申告の法人又は個人事業主が対象。「中小企業」とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、大企業から過半数以上出資している企業は除く。
- 2) 適用時期
法人：平成30年4月1日～平成33年3月31日までに開始する各事業年度
個人：平成31年～平成33年までの各年度
- 3) 設立1期目は適用できない
- 4) 税額控除の限度額は法人税額(所得税額)×20%

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

